

県立土佐西南大規模公園「海のバザール」厨房施設
運営者募集要項

令和7年3月

高知県土木部公園上下水道課

目 次

1	施設の概要	1
2	募集スケジュール	1
3	運営条件	2
4	運営に要する費用等	2
5	募集方法	3
	(1) 応募資格要件	
	(2) 欠格事項	
	(3) 現地案内会の開催	
	(4) 募集に関する質問及び回答	
	(5) 申請	
	(6) 無効又は失格	
	(7) その他	
6	選定方法	5
	(1) 選定手続き	
	(2) 選定基準	
	(3) 審査項目及び配点の割合	
	(4) 選定結果の通知及び指定管理者の候補者の公表	
7	県による指示等	6
8	業務の継続が困難になった場合の措置	6
	(1) 指定管理者の責に帰すべき事由より業務の継続が困難になった場合	
	(2) その他の事由により業務の継続が困難になった場合	

<添付資料>

資料1 提出書類様式 7

- (1) 現地案内会参加申込書(様式第1号)
- (2) 質問書(様式第2号)
- (3) 申請書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) 海のバザール運営事業計画書(様式第5号)
- (6) 誓約書(様式第6号)

県立土佐西南大規模公園の休憩施設「海のバザール」の厨房施設を使用し、公園利用者の利便増進を図るため、幡多地域の特産品を活用した食品の販売等をしていただける運営者を公募します。

1 施設の概要

- (1) 所在地 高知県幡多郡黒潮町入野字小島灘 2 - 6 番
- (2) 面積 厨房施設 56.08 m² (建築面積 328.39 m² 延べ床面積 270.00 m²)
- (3) 主体構造 鉄骨造 一部木造

2 募集スケジュール

募集要項の公表(募集の開始)	令和7年3月14日(金)から
現地案内会への参加申込の受付	令和7年4月9日(水)まで
現地案内会の開催	令和7年4月16日(水)
質問の受付	令和7年4月18日(金)まで
質問への回答	期間内に受理したものについて随時
指定申請書類の受付(募集の終了)	令和7年4月23日(水)
審査委員会の開催	令和7年5月中旬
結果の通知	令和7年5月下旬

3 運営条件

- (1) 営業の主体
第三者に厨房施設を転貸したり再委託することはできません。テナントとしての利用もできません。
- (2) 使用方法等
厨房施設の一部を売店として使用する場合、公園利用者のニーズを踏まえた商品を販売してください。また施設の名称変更、オフィスや住居、宿泊施設等としての使用はできません。海のバザールは休憩所であるため、施設全体がレストラン化することのないようにしてください。店舗看板の設置は、県と協議のうえ必要最小限の範囲で可能です。
また、選定された運営者から県に都市公園法5条に基づく許可申請が必要となります。
- (3) 運営の期間
都市公園法第5条に基づく許可の日(以下、許可日という)から令和12年3月31日までとします。
- (4) 営業開始日
許可日から1ヶ月以内とします。改装等に日数を要することにより許可日から1ヶ月以内に営業開始ができない場合は、別途協議によることとします。
- (5) 営業日及び営業時間
営業日は、原則通年営業とし週4日以上を希望します。
営業時間は、午前10時から午後3時までを原則としますが、短縮・延長して営

業する場合は別途協議によることとします。ただし、公園の施設利用時間内での営業を基本とします。

- (6) 運営・管理に支障がないように、鍵の管理を運営者において適切に行ってください。
- (7) メニュー等
様々な利用者が利用できるようなメニューを、利用しやすい価格で提供してください。タバコの販売はできません。
- (8) 関係法令等の遵守
都市公園法、食品衛生法その他法令、高知県都市公園条例規則等に基づいた事業運営を行ってください。また、これらにおいて発生した問題については、全て運営者の負担と責任において対処してください。
また、高知県立土佐西南大規模公園（大方地区、佐賀地区）の指定管理者が行う管理・運営業務に協力するとともに連携をはかり施設を適切に管理してください。
- (9) 利用者からの要望及び苦情に対応し、必要に応じた改善措置を講じるとともに、すみやかに、その内容について県に電子メール等により、報告してください。
- (10) 利用者数（レジ通過者数）・修繕の実施などの運営状況を県に電子メール等により、年1回報告してください。
- (11) 県や指定管理者による公園施設の点検や改修により運営ができない場合がありますが、その場合県等は収入補填を行いません。
- (12) 料金支払いについて、キャッシュレス決済の導入に努めてください。

4 運営に要する経費等

- (1) 運営者は高知県立都市公園条例に基づく施設使用料を県に納付する必要があります（約10万円／年間）。運営者が公園内の駐車場を使用する場合は、駐車場の使用料（月額100円）とあわせて納付してください。
- (2) 厨房の改装や看板の設置等を行う場合は、事前に県と協議を行うこととし、その費用は運営者の負担とします。
- (3) 光熱水費、通信費、消耗品費、その他運営に関する経費（厨房内の清掃、ゴミの処分など）については、全て運営者の負担とします。水道代、電気代は子メーターを設置しており、使用料に応じて指定管理者から請求しますので、請求から1カ月以内に支払うようにしてください。
- (4) 撤退する場合は、県に廃止届を提出し、高知県都市公園条例第42条に基づき、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復にかかる費用については、運営者の負担とします。
- (5) 業務及び責任分担等

内 容	運営者	高知県	備考
清掃	○		
厨房施設の保守点検	○		
厨房施設の修繕	○		※1
安全衛生管理	○		

事故・火災等による施設の損傷	○		
施設利用者の被災に対する責任	○		
保険等の加入	○		※ 2
運営に関する管理責任	○		

- ※ 1 建物の基本的な構造物の修繕（大規模修繕）以外は、運営者の負担となります。水道・ガス・電気の使用に要するパッキン等の交換費用等（小規模修繕）は運営者の負担となります。
- ※ 2 事業の内容により、保険等へ加入していただく場合があります。火災保険の適用開始日は、厨房施設を使用する日としてください。

5 募集方法

（1）応募資格要件

県内に事務所等を有する法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループ、もしくは県内に在住する個人。

（2）欠格事項

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ア 法律行為を行う資格を有しない者
- イ 団体の役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいる者
- ウ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている者
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- オ 高知県から指名停止の措置を受けている者又は指名停止となる措置要件に該当している者
- カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- キ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ク 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている者
- ケ 過去 3 年間に於いて、食品衛生法に基づく行政処分を受けている者

（3）現地案内会の開催

厨房施設について現地案内会を開催します。参加を希望される場合は令和 7 年 4 月 9 日（水）午後 5 時 15 分までに申込書（様式第 1 号）に記入して、申込先に E-Mail で提出してください。ただし、参加申し込みがない場合は開催しません。

ア 開催日時及び開催場所

開催日時：令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 1 時 30 分から
開催場所：海のバザール

イ 内容

施設の案内のみとし、会場を設けての説明会ではありません。

原則として、質疑応答は（4）募集に関する質問及び回答によりお願いいたします。

ウ 参加申込先

高知県 土木部公園上下水道課 E-Mail 171801@ken.pref.kochi.lg.jp

(4) 募集に関する質問及び回答

ア 受付期限

令和7年4月18日(金)午後5時15分まで

イ 受付方法

質問書(様式第2号)に記入して、公園上下水道課にE-Mail(171801@ken.pref.kochi.lg.jp)により送付してください。口頭では受け付けません。

ウ 回答方法

県のホームページ(公園上下水道課)に質問と回答を順次掲載します。

アドレス <http://www.pref.kochi.jp/soshiki/171801/>

(5) 申請

ア 提出書類

① 申請書(様式第3号)

② 事業計画書(様式第4号)

③ 収支予算書(様式第5号)

④ 申請者に関する書類

a 定款、規約その他これらに準ずる書類

b 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日以前の3月前に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は不要とし、提出の日以前の3月前に発行されたものに限る。)

c 個人の場合は、住民票

d 納税証明書(未納が無いことの証明)

*グループ応募の場合、上記aからdの書類は、すべての構成員について提出してください。

e グループ応募の場合は、構成員の役割分担に関する書類

f 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている者に該当しないことその他資格要件を満たしている旨を誓約する書類(様式第6号)

イ 提出期限

令和7年4月23日(水)午後5時15分まで

ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年4月23日(水)午後5時15分までの必着とします。

ウ 提出部数

6部(正1部、副5部)

エ 提出方法

郵送又は持参とします。ファックス、E-Mailでの提出は受け付けません。

オ 書類の提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 土木部 公園上下水道課 (高知県庁 本庁舎6階)

TEL. 088-823-9853

(6) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 本件の関係者に対し不当な接触等が認められた場合
- カ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められる場合

(7) その他

- ア 提出書類の補正
提出書類は、提出期限内に限り補正することができます。
- イ 提出書類の取扱い
提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の選定事務に関連して必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用するものとします。
なお、提出書類は返却しません。
- ウ 申請の辞退
申請後に辞退する場合は辞退届(様式は自由)を提出してください。
- エ 提出書類の使用言語等
提出書類は、日本語及びメートル法を使用するとともに、日本工業規格 A4 版で作成してください。
- オ 申請に要する経費
申請に要する経費は、申請者の負担とします。
- カ 働きかけの禁止
本件提案に関して、審査員への働きかけを禁止します。
- キ その他
提出書類は情報公開の請求により開示することがあります。

6 選定方法

選定方法については、資格審査、申請書類の審査、応募者のプレゼンテーション等による審査員の評価結果を踏まえ、県において選定します。

(1) 選定手続き

- ア 一次審査（資格審査、申請書類の審査）
提出された申請書及び添付書類により資格審査を行い、応募資格要件に合致していること、欠格事項事項に該当しないこと、必要書類が提出されていることを審査し、二次審査対象者を選定します。
- イ 二次審査（応募者によるプレゼンテーション）
申請者に提案内容を説明していただき、審査員による質疑を行います。開催は令和 7 年 5 月中旬に黒潮町または四万十市で行う予定です。日時、場所等詳細については、改めて対象者に通知します。
なお、提案内容説明と審査員による質疑については公開で行う場合があります。

ます。

ウ 審査員による評価

審査員において、審査基準に基づき評価を行います。

エ 運営者の選定

審査会の結果をふまえ、運営者を選定します。

(2) 選定基準

ア 事業計画書による施設の管理運営方法が利用者の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書に沿った業務を安定して継続的に行う能力を有しており、又は確保できるものであること。

(3) 審査項目及び配点の割合

審査項目	審査内容	配点
運営方針	都市公園施設として適切な運営方針か	10
運営内容	安定的な運営となる組織・勤務体制であるか	30
	危機管理、安全・防犯対策に対する考え	
	提供するサービスが適正な価格・商品であり、利用しやすいか	
関係機関との協働	県及び指定管理者との連携・協働に関する考え	10

(4) 選定結果の通知及び公表

結果については、全ての応募者に対して通知するとともに、選定した候補者名等を県のホームページへ掲載します。

7 県による指示等

(1) 報告、調査及び指示

県は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

8 業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 運営者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

県は、運営者が前記7の指示に従わないとき、その他当該運営者による運営を継続することが適当でないと認めるときは、許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。これにより県が被った損害について、運営者は賠償するものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難になった場合

災害やその他不可抗力等、県及び運営者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。

<添付資料>

資料1 提出書類様式
(様式第1号)

令和 年 月 日

現 地 案 内 会 参 加 申 込 書

海のバザール運営者募集の現地案内会への参加を下記のとおり申し込みます。

フ 団 体 名 又は 個 人 名	
所 在 地 又は 居 住 地	〒
代表者氏名 ※法人の場合	
参加者氏名 フリガナ	
担当部署 ※法人の場合	
電話番号 (市外局番含む)	
E-M a i l	

(様式第2号)

質 問 書

令和 年 月 日

団 体 名 (個人名)
所 在 地 (住所)
担当者氏名 (法人の場合)
所属・職名 (法人の場合)
電話番号
E-M a i l

海のバザール運営者募集に関して下記のとおり質問します。

質問内容

(様式第3号)

令和 年 月 日

高知県知事 様

海のバザール運営申請書

海のバザールの厨房施設を運営したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	申請者の名称			
代表者の職・氏名 (法人の場合)	職名		フリガナ	
			氏 名	
主たる事務所の所在地 (個人の場合は住所)	(郵便番号 -)			
	電話番号			

(様式第4号)

収 支 予 算 書

●令和7年度の収入計画

区 分	金額 (千円)	具体的な積算
1) 収入		※記載例 ・ コーヒー ○円 ・ ジュース ○円 ・ 軽食 ○円 1 カ月の想定売上×12 カ月＝年間収入
計		

●令和7年度の支出計画

区 分	内 容	金額 (千円)	具体的な積算
1) 人件費	給与		
	手当等		
	法定福利費		
	賃金		
2) 管理費	光熱水費		
	修繕費		
3) 事務費	広告料		
	手数料		
	保険料		
	消耗品費		
	通信運搬費		
計			

1) 区分欄、内訳欄は適宜追加してください。

(様式第5号)
海のバザール厨房施設運営事業計画書

※A4 縦2ページ以内で作成してください

・応募の理由

・運営の基本方針について

・運営の実施体制・営業時間

・組織体制（人員設定、職員の経歴や保有資格など）

・勤務体制（雇用形態、勤務時間、勤務ローテーション）

- ・ 県及び指定管理者との協力・連携に関する考え

- ・ 地域との協働（経営を通じての地域活性化についての考えと具体的な取り組み）

(様式第6号)

誓 約 書

年 月 日

高知県知事 様

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の職・氏名

印

代表者の生年月日

年

月

日

海のバザール運営者については、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用するものではなく、次の各号のいずれにも該当しないこと及び応募資格要件を満たしていることを誓約します。

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められる。
- 2 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であると認められる。
ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- 3 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められる。
- 4 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる。
- 5 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる。
- 6 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる。
- 7 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められる。
- 8 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。